

平成 22 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

奈良県立大学

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	7
基準3 教員及び教育支援者	9
基準4 学生の受入	12
基準5 教育内容及び方法	15
基準6 教育の成果	20
基準7 学生支援等	23
基準8 施設・設備	27
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	30
基準10 財務	32
基準11 管理運営	34
<参 考>	39
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	41
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	42
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	43

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月～9月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～23年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
飯 野 正 子	津田塾大学長
稲 垣 卓	前 大阪教育大学長
尾 池 和 夫	国際高等研究所理事・所長
大 塚 雄 作	京都大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	神戸市看護大学長
北 原 保 雄	元 筑波大学長
郷 通 子	情報システム研究機構理事
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 林 俊 一	秋田県立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 典比古	国際基督教大学長
永 井 多恵子	せたがや文化財団副理事長
野 上 智 行	国立大学協会専務理事
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
◎吉 川 弘 之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

小 川 宣 子	中部大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○加 藤 祐 三	都留文科大学長
◎北 原 保 雄	元 筑波大学長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	千葉大学教授
山 内 ひさ子	長崎県立大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

奈良県立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 授業科目をファンダメンタルセクション、コアセクション、アプライドセクション、ゼミナールセクションの4つに大区分した上で、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。
- 「やまとまほろば学」では、民産学官の多様な分野から講師を招き、専門分野の近い専任教員との連携の下に、奈良に関する歴史・文化・社会・自然等の領域について教授している。
- 学生の主体的な学習を前提に、1年次の「基礎ゼミ」で、論文・レポート・レジュメの作成方法、文献・資料の探索方法、報告の方法等を効果的に習得させている。
- 実践的な教育が高い就職率に結び付いている。
- 学生によるボランティア活動が活発である。
- 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に新たに採択された「学生の夢と伴走するホームとなる体制づくり」では、「就業力育成センター」を新設することとしている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の3年次編入においては、入学定員充足率が低い。
- 施設・設備の老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化が十分とはいえない。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 教員研究室や事務室に近い建物にある教室、自習室、コンピュータールーム等は十分に活用されているが、これらから離れている建物にある演習室、パソコンルーム等の活用には一層の工夫が望まれる。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第1条に、大学の目的として「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」を掲げ、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」というモットーの下に、地域と連携しながら、地域づくりに必要な人材の養成を目指している。また教育目標として、「21世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりに貢献すること」、及び「社会人学生に対する柔軟な受け入れ体制を整え、いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供すること」の2つを掲げ、その目標達成のため、「地域」や「観光」という新しい分野を中心領域としつつ、徹底した少人数制によるきめ細かな教育とフィールドワークによる実践的な教育を行っている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

該当なし

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

学則を掲載した学生便覧を全教職員及び全学生に配付し、周知を図るとともに、大学案内及び大学ウェブサイトにおいて大学の教育理念や教育目標についても社会に広く公表している。また、公開講座を開催し、大学の理念・目的・教育目標に基づいた教育・研究内容を地域社会の人々にも公表している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、自然、歴史、文化等に関する地域資源が豊富な奈良において、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」というモットーを掲げ、地域総合学科と観光学科の2学科を置く地域創造学部のみ単科大学である。

「地域」や「観光」という新しい分野を中心領域とした地域創造学部というユニークな学部において、目指す教育目標を実現するために特徴的なカリキュラム体系を編成している。『奈良県立大学大学案内2011』によれば、地域総合学科は、「地域の自然・歴史・文化・産業などについて総合的に学び、地域創造のための理論と実践を習得します。地域が持つ役割や機能の研究を通じて、将来さまざまな地域・分野に貢献する応用力とリーダーシップを兼備する人材育成をめざします。」、観光学科は「奈良県立大学は国内外に知られる有力な観光地に囲まれています。この環境で観光に関連する学問を探究することは深い意義を持ちます。実際の現場で理論と実践を発揮できる人材をめざして、現場学習を重視した教育・研究活動を行います。」としている。

教育研究は学科融合的に行われており、学生の学科への所属は2年次からとなっている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学の教養教育は、「ファンダメンタルセクション」及び「基礎ゼミ」から構成されている。

教養教育の運営・管理は、教務委員会がFD・SD委員会と協議しながら実施されている。教養教育に係るカリキュラム及び運営体制の検討は、教務委員会の検討を踏まえ、大学運営会議での審議を経て、教授会で決定されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

附属図書館及び地域貢献センターを設置している。

地域貢献センターにはセンター長、研究員、事務職員が置かれており、その業務内容は「地域貢献計画の策定」、「学外からの地域貢献事業要請の受付及び連絡調整」、「地域貢献に関わる各種事業等の実施」、「その他」である。平成22年度には、地域貢献活動の在り方や将来像を探るため、他大学の先進事例の調査・分析や、奈良県内の中山間地域において、県立大学の果たす役割を考察するため、過疎地域を抱える14市町村を対象に、ヒアリング及びアンケート調査を実施している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、毎月一回定例で開催し、必要に応じて臨時にも開催し、学年暦、学生の入学・成績・卒業、その他、学生生活、教務、就職、研究活動、入学試験、人事、大学の将来ビジョン、人権教育等々、教育活動に係る重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務委員会は委員長1人、副委員長1人、委員4人の6人により構成し、カリキュラムの編成・運営を定期的に点検し、またFD・SD委員会と連携して、教育が円滑かつ効果的になされているかを点検している。教務委員会の会議は毎月一回定例で開催され、議題等に応じて臨時にも開催されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学は1学部2学科からなるが、学科融合的に教育研究が行われており、教員組織が少人数であることから、教員の学科配属は各教員の研究業績等を勘案して行われている。教員組織は教授、准教授、講師により構成され、教育研究については、大学運営全体の統括者である学長、学部運営の統括者である学部長の下に、大学運営会議（教育研究基本方針策定等）、教務委員会（カリキュラム編成・単位認定等）、学生・就職委員会（キャリア支援教育・障害のある学生への教育支援）、研究・広報委員会（研究会開催・研究季報発行）、図書・情報委員会（学術資料整備・研究成果公表等）が適切な役割分担の下で、各委員長が責任を持って、組織的な連携体制を確保している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任27人（うち教授13人）、非常勤38人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

コアセッション及びゼミナールセッションなど教育上主要と認められる授業科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

該当なし

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

専任教員の年齢構成は、60歳代4人(15%)、50歳代9人(33%)、40歳代8人(30%)、30歳代6人(22%)となっており、性別構成は男性23人(85%)、女性4人(15%)である。外国人教員は、非常勤講師が4人である。また、教員の教授及び研究能力の向上を目的として国内研究員制度を設けており、毎年1人の専任教員がこれを利用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準と昇格基準については、それぞれ教員の採用要件に関する内規、教員の昇任資格要件に関する内規において研究業績と研究・教育・社会貢献・大学運営の各活動に関する評価を点数で行い、採用と昇任に客観性と公平性を確保することとしている。採用と昇格は人事委員会、研究業績審査委員会、教授会と3段階で審査する仕組みを確立しており、教育上の指導能力も審査されている。特に、採用時においては、人事委員会の面接の中で、教育上必要な学識のほか、教育に対する姿勢として、学生に対する接し方、授業の在り方、大学教育の在り方等について聴取し、指導能力を見極めている。また、昇格においても、人事委員会においては、研究・教育・社会貢献・大学運営の各活動を重視し、教育上必要な学識のほか、「講義方法と受講態度に関するアンケート」の結果等を念頭に置きながら、指導能力を見極めている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の昇任の際には、研究業績と研究・教育・社会貢献・大学運営の各活動について、教員の昇任資格要件に関する内規に基づき、評価点で換算した合計が基準を満たすことを資格要件としている。

学生に対する「講義方法と受講態度に関するアンケート」は前学期・後学期に各1回、計年に2回定期的実施し、その結果を教員に還元し、教育の質の向上に資することとしている。

平成22年度中に『FD・SD報告書』が作成され、学生にも公開される予定になっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する評価が行われており、その結果把握された事項を昇任や授業改善に活用していると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各教員の主な研究活動情報は、大学ウェブサイトの「教員紹介」に掲載され、更新されており、それがカリキュラム及び教育内容に反映されている。

このことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員として常勤職員9人、嘱託職員4人、日々雇用職員5人が配置されており、教育支援の業務を行っている。このうち、5人は教務や厚生補導を担当する学生課に所属しており、図書館には司書資格を有する職員3人が配置されている。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

「幅広い教養への関心や、学問への探求心を持てる人」、「地域を総合的に理解し、地域が抱える諸課題を解明できる人」、「現場を通して観光現象をとらえ、論理的に考察できる人」、「地域や観光に関して学んだことを社会に還元し、貢献していける人」を求めていることを、平成21年度に定めたアドミッション・ポリシーに明記して公表している。

また、毎年夏と秋にオープンキャンパスを開催し、参加者に大学案内を配布するほか、入学試験担当教員が基本理念や教育研究の概要を説明している。オープンキャンパスでは全教員を動員し、参加者に対して入学試験や教育に関する個別相談や模擬講義を行っている。さらに、外部での大学説明会や高等学校訪問の際にも、教育目的を説明し、それにふさわしい学生を求めていることを伝えている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

高等学校卒業生（卒業見込みの者を含む。）を対象とした入学試験として、一般入学試験（前期・中期）と推薦入学試験を実施している。一般入学試験の入学定員は前期日程が50人、中期日程が65人である。試験科目は、両日程とも大学入試センター試験と個別学力試験を課している。大学入試センター試験と個別学力試験の配点比率は前期が2対1、中期が2対3である。

一般入学試験と推薦入学試験の学力試験は、英語読解と小論文とで構成されている。特に、小論文は現代社会に関しての一定の知識を有しているかを問うだけでなく、それに対しての自らの考えを、論理的に説得力を持って表現ができているか試す出題となっている。

推薦入学試験の入学定員は30人である。受験資格は、高等学校長の推薦を条件とし、合格後の入学を確約する者である。選考は、学力試験と面接試験の成績及び志願理由書、調査書の内容を総合して行っている。特に面接試験においては、地域や観光に対するの興味・関心や勉学の意欲なども含め、アドミッション・ポリシーにふさわしい学生かどうかを評価する出題をしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人入学試験による入学は定員5人である。選考は学力試験と面接試験の成績、及び志願理由書の内容を総合して行っている。面接では、社会人経験を踏まえた上で、地域や観光に対しての興味・関心や勉学の意欲などを問うている。

また、3年次からの編入学を認めており、定員は15人である。編入学試験の選考は、学力試験と面接試験の成績、及び成績証明書、志願理由書の内容を総合して行っている。なお、編入学後、無理なく卒業ができるように、最大60単位まで、既修得単位を当該大学の単位として認定する措置を講じている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施に関しては、委員会運営細則に基づき、7人からなる入試委員会が主導している。入試委員会は、募集要項の作成、個別学力試験や面接試験の問題作成並びに採点、入学試験の進行管理等を行っている。試験問題の作成は、入試委員会の下に置かれた入試問題作成委員会が担当している。

試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部を置き、全教員が、本部員、試験室監督、面接、採点等の役割を分担している。また、出題を担当した入試問題作成委員会が、試験前に最終チェックを行い、受験生からの出題に対する質問に対応する体制をとっている。

試験監督等を担当する教員に対しては、事前に試験実施要領を配付して説明を行い、ミスが生じないように留意している。また、試験会場の所要の箇所に連絡員、監視員を配置し、公正・静穏な試験環境の確保に努めている。一般・推薦・社会人・編入学の個別学力試験（英文読解・小論文）の採点については、一年度に全教員が複数回担当している。採点后、入試委員会、教授会の議を経た後に合格発表をしている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者受入方針が明確に定められてから日が浅いため、また組織的な検証は行われていない。

このことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための組織的な取組が十分とはいえないと判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成18～22年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成19～20年度の募集を行わなかった地域創造学部（3年次編入）については、平成18年度と平成21～22年度の3年分。）

- ・ 地域創造学部：1.05倍
- ・ 地域創造学部（3年次編入）：0.26倍

3年次編入については入学定員充足率が低いが、平成23年度から入学定員を5人に縮小することを検討している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の3年次編入を除いて、適正であると判断

する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための組織的取組が十分とはいえない。
- 学士課程の3年次編入においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業科目は4つ（ファンダメンタルセクション、コアセクション、アプライドセクション、ゼミナールセクション）に大区分されている。

主に1年次から開講されるファンダメンタルセクションは、地域や観光を学ぶために必要な基礎的な科目群（地域創造、リベラルアーツ群、語学群）で構成されている。地域創造では、「地域創造学概論A・B」と「やまとまほろば学」（2科目とも両学科共通で必修科目）がある。「地域創造学概論」は常勤教員によるリレー形式のもので、教員それぞれの担当科目と地域創造学との関連性を講義し、当該大学における学びの窓口となる科目として位置付けている。「やまとまほろば学」は民産学官の多様な分野から講師を招き、専門分野の近い専任教員との連携の下に、奈良に関する歴史・文化・社会・自然等の領域について教授している。リベラルアーツ群は、哲学、法学、政治学、経済学、社会学、文化人類学、民俗学、工学、生物学等々、多岐にわたっており、幅広い教養を身に付けることを目的としている。語学群は、国際社会に対応し得る人材を育てることを目指し、英語、中国語、韓国語、フランス語を科目として配置している。

2年次を中心に開講されるコアセクションは、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面を学ぶための基幹科目と、現場での実体験も不可欠であるとの認識から配置された「地域現場実

習」や、地域や観光の分野における学習目的の明確化と学習意欲の向上、高い職業意識の形成、自立したキャリア・能力の具現化を目的とした「体験実習」などのフィールドワーク、情報処理に関する知識、研究方法論を学ぶ「方法論・フィールドワーク」、地域と観光に関する専門領域の基幹科目となる科目群「地域総合」、「観光」からなっている。

3、4年次を中心に開講されるアプライドセクションでは、地域総合、観光に関するより専門化した科目を配置している。

ゼミナールセクションは必修科目となっており、学生の主体的な学習を前提に、1年次の「基礎ゼミ」で、論文・レポート・レジュメの作成方法、文献・資料の探索方法、報告の方法、図書館の利用方法、パソコンルームの利用方法等を効果的に習得し、3、4年次の「専門ゼミ」で各自の設定した研究テーマを学生相互、指導教員との討論によって深めていく構成になっている。その上で、履修ガイダンス時に周知される「論文執筆・提出要領」に従って、4年間の集大成として卒業論文を完成させることとしている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

単位互換協定を奈良県大学連合加盟大学（奈良教育大学、奈良大学、奈良産業大学、帝塚山大学、奈良女子大学、奈良県立医科大学）や奈良佐保短期大学、沖縄の名桜大学と結んでおり、2年次以降の学生について、これらの大学での履修を合計20単位まで認定している。平成21年度は延べ28人の学生が利用している。特に、沖縄の名桜大学へは半年又は1年の内地留学の学生が派遣されている（平成20年度3人、21年度6人）。

また、教育・研究及び学生の地域貢献活動を充実強化するため、地方公共団体（奈良市、桜井市、御所市、十津川村）や経済団体（奈良商工会議所、奈良県商工会議所、財団法人奈良コンベンションビューロー、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合）との間で包括連携協定を締結し、「十津川村神納川農山村交流プロジェクト」、「桜井市市民会議運営プロジェクト」、「柳生の観光基礎調査と観光まちづくり手法による観光振興」、などの活動を展開している。

さらに、学生が働く意味を考える経験の場として、大学教育と実社会との間のギャップを埋め、職業生活に対する認識や価値観を養うことを目的としたインターシップ（受入団体：ウーマンライフ新聞社、植村牧場、春日大社、関西電力奈良支店、関西美術印刷、共同精版印刷、興福寺、小山、三和製菓、ジェオグラフィー、奈良市観光協会、奈良市社会福祉協議会、奈良商工会議所、奈良ダイハツ、パナソニック、花の大和、平井眞美館、ホテル日航奈良、ホリデイプラン、三輪そうめん山本）を行っている。

大学で培った英語の力をさらに伸ばしたい、特に会話能力に磨きをかけたいといった学生のニーズにこたえるために、身近な語学研修機関で夏休みを利用して集中的に英語を学習する国内英語研修、学生が民間の事業者などを通じて受講した海外語学研修についても、一定の条件の下に単位として認定する海外語学研修単位認定を実施している。また、平城遷都1300年記念事業に連携して、外国語（英語、中国語、韓国語）のボランティアガイドコース（平成21年度で終了）も設け、学生の学ぶ意欲や卒業後の進路を考えた学習の機会を設けている。

このほか、平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に、「学生の夢と伴走するホームとなる体制づくり」が新たに採択され、卒業後の社会的・職業的自立化を目標とし、大学4年間で段階的な就業力育成を実現するため教育課程を再編成することとしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

自学自習を促すために、シラバスに参考書を記載し、理解の手掛かりを提供している。また、学生自習室、コンピュータールーム、パソコンルームを置き、自学自習ができるようにしている。さらに、全学的にオフィスアワー制を設け、個々の授業科目に関する質問、相談に応じている。

学生の十分な学習時間を確保するため、1～3年次学生に対して、年間履修登録の上限を48単位までと設定している。

小レポートを複数回課す、ミニツツペーパーを書かせる、授業内容に関する質問票を配付し、翌週の授業時に前回の質問に対して回答する、など、単位の実質化のため、教員は個々に工夫を行っている。こうした個々の取組を全学的なものにするために、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する意見交換を通して情報の共有化を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成する」という教育目的に沿って、地域づくりを目的とした大学で学ぶべき知識・考え方を学ぶことができるカリキュラム編成を行っており、それを現場で体験できる実習科目群を配置している。

また、講義、実習、演習科目、それぞれの長所を發揮できる履修人数（講義で30人～50人、演習科目で10人～15人）で、ときに対話・討論をしながら学生たちが自らの思考を深めていけるよう学習指導がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの記載事項は、配当年次、配当区分、単位数、科目担当者がわかる目次と、科目内容とに分かれている。科目内容には、科目名（英文名を付記）、担当教員名、開講期（前学期・後学期）、単位数、講義概要、授業の目標、授業計画、テキスト、参考書、成績評価方法、関連科目が記載されている。

学生は、主として科目選択の際にシラバスを有効に活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学習への配慮として、シラバスに参考書を記載し、授業内容の多角的・発展的理解の手掛かりを提供している。加えて、附属図書館には各教員の推薦する指定図書を揃えたコーナーを設けている。

また、学生自習室を設けているほか、コンピュータールームとパソコンルームを設け、自学自習ができるようにパソコン79台を設置している。附属図書館では96席の閲覧室が開放され、AVルームではビデ

オンライン等教材が利用できるようになっている。

学力や大学生活に不安を抱える学生への配慮として、全学的にオフィスアワー制を設け、全教員の面談時間帯をシラバスに明記し、個々の授業科目に関する質問・相談に応じている。また、1年次より、少人数の「基礎ゼミ」の授業を設け、個々の学生へのきめ細かい指導に努めている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-4 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし。

ただし、平成19年度に夜間学部を廃止して昼間学部に移行したことに伴い、夜間時間帯（18時から19時30分）は廃止しているが、夜間学部の留年者に対しては、授業時間帯や授業形態に工夫をし、特に「専門ゼミ」等については、学生に配慮した時間割を設定している。

5-2-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

試験はすべて100点評価法で評価され、60点以上得点した場合に単位認定される。成績評価に関しては筆記試験のほか、レポートなど科目の特性に応じた評価形態をとれる体制になっており、この点を『講義要項』にも明記し、学生にも周知を図っている。さらに平成21年度後学期より成績疑義システムを導入し、成績評価に対する疑念、疑問に制度的に対応できる体制を整えている。

卒業認定基準は在学年数4年、修得単位数合計124単位としている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

平成21年度後学期から、成績についての学生からの問合せを受け付ける制度「成績疑義システム」を設けることにより、教員・学生の双方が納得できる成績評価の透明性を確保している。平成21年度後期には22件、平成22年度前期には61件の利用があった。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

該当なし

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 授業科目をファンダメンタルセクション、コアセクション、アプライドセクション、ゼミナールセクションの4つに大区分した上で、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。
- 「やまとまほろば学」では、民産学官の多様な分野から講師を招き、専門分野の近い専任教員との連携の下に、奈良に関する歴史・文化・社会・自然等の領域について教授している。
- 学生の主体的な学習を前提に、1年次の「基礎ゼミ」で、論文・レポート・レジュメの作成方法、文献・資料の探索方法、報告の方法等を効果的に習得させている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成する」(学則第1条)ことを目的の一つとし、そのための学科を構成し、カリキュラムを編成している。

その達成状況を検証・評価するために、1年次の終わりには、必修である「基礎ゼミ」で提出が義務付けられているゼミ論文によって成果の検証・評価を行っている。2年次配当の「地域現場実習」(選択科目)は学年全体の3分の2に相当する学生(約100人)が履修しており、レポートの提出と全体の発表会によって成果の検証・評価を行っている。同じく2年次配当の「体験実習」(選択科目)では、レポートの提出と全体の発表会によって成果の検証・評価を行っている。他の科目については各教員の判断に委ねられているが、FD・SD委員会の会議において教育成果の検証・評価について意見交換しながら、その方法等を模索している。授業時やゼミの時間だけではなく、オフィスアワーを設けて、学生から授業内容や学習方法等について相談を受けることによって学習指導を行っている。

必修である卒業論文について、発表会を毎年実施し、学生の学修の到達度と教員の学生指導を検証・評価する場にもなっている。発表した学生は卒業論文を1年間の教育研究活動を総括するための『大学年報』に掲載している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学における単位修得状況は、平成21年度で優が15,465、良が7,734、可が4,561、不可が4,856であり、単位修得率は85.1%である。

標準修業年限内卒業率は、平成19年度では81.2%、平成20年度では85.5%、平成21年度では88.2%である。

留年率(在学生及び留年者数は各年度の5月1日現在値)は、平成20年度で5.3%、平成21年度で4.7%、平成22年度で3.4%である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

「講義方法と受講態度に関するアンケート」を実施し、各教員に、アンケートに記述された「改善して

もらいたい点」への対応策を提示するよう求めている。対応策の提示は、「総評および講義で行っている工夫」、「授業評価結果を検討後の今後の改善点」、「学生に対するメッセージ」の項目で構成されている。

アンケートでは、「この講義に対するあなた自身の取り組みはどうか。努力した点や、あるいは逆に反省すべき点などについて書いてください」との設問に対して、「熱心に取り組み、毎回集中できていた」、「授業の中で取り扱われたテーマに目を向け、新聞や雑誌で様々な人の見解を知り、自分なりの考え方を導き出した」、「学んだことがない分野だったので、理解できるように努力はした」、「テストに向けて復習しようと思う」、「あまり家に帰ってから復習できていないのが反省点」、「もう少し集中して聞けばよかった」などの意見がみられる。

「この講義で良かった点、工夫していたと思う点」については、「具体的事例を挙げ、実際にテレビや資料を利用しての講義だったので、わかりやすかった」、「視覚教材を使って説明して頂いた点」、「身近な例を挙げて説明して頂いた点」、「マンガを取り入れていたところ」、「ビデオを見て、より詳しくわかった点が多かった」、「レジメの作り方が良かった」、「後から復習しやすいし、見やすかった」、「色々な国の文化をビデオなどで知れたので、とっつきやすかった」などの意見がみられる。

また、訪問調査時の学生からの意見聴取結果から、教育の成果や効果が上がっていることを確認することができた。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

実践的な教育が高い就職率に結び付いており、地域創造学部の第1回卒業生を送り出した平成17年3月以来、就職率は91%～96%で推移してきている。

平成18年度以降の卒業生の就職先には、各種の旅行観光会社、ホテル、航空・空港会社等の観光関連企業が見られる。平成21年度卒業生の業種別就職人数は、サービス業19人、小売業14人、卸売業13人、製造業13人、金融業10人、各種団体7人、公務員4人、その他21人で、合計101人となっている。

また、大学院への進学者も毎年3～5人いるが、平成21年3月の卒業生からは6人が進学している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生や就職先関係者からの意見聴取は、就職指導室職員及びゼミ担当教員等が個別に機会を捉えて行っている。

大学案内に卒業生からのメッセージが掲載されており、そこには、「各部活動や学校行事でも、一人ひとりの学生が自分で考え、行動し、より良いものを求めようとしている姿勢を感じることができました」、「少人数の学校であるため、先生方との距離も近く、学ぼうとする姿勢さえあれば、とても親身になって相談に乗ってくださるところも魅力の一つです」、「インターンシップや授業、「専門ゼミ」などを通じて、地域に貢献していきたいと思い、それが実現できる職業に就こうと考えるようになりました」、「県や市の職員の方が実際に講義をしにきてくださるので、県や市がより身近に感じられると思います」、「奈良というフィールドで、興味のある観光やまちづくりを深く学ぶことができました。好奇心を忘れず、何事にも挑戦しよう！という環境が、この地域創造学部にあると思います」、「学生同士のきずなが深く、学生と先生方との距離も近い、アットホームな雰囲気の大学」、「先生方は学生の声をじっくり聞いてくださり、応

奈良県立大学

援して下さいます」、などの意見が寄せられている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 実践的な教育が高い就職率に結び付いている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

1年次生については、入学式直後の4月当初に教務委員会が「新入生オリエンテーション」を開催し、授業科目・履修方法等についてガイダンスを行っている。ここでは、単位の意味、履修登録の考え方、履修登録の具体的な手順、授業を受講するに当たっての具体的な注意事項等について説明している。また、2年次生以上については、「在学生オリエンテーション」を実施している。これについては複数回、同じ内容のものを行い、2年次生がほぼ全員聞くことができるように配慮している。ただし、4月のオリエンテーションだけでは理解できない部分が生じるため、別途「履修登録相談会」を開催し、授業科目を適切に選択できるよう、ガイダンスを徹底している。この「履修登録相談会」については、1年次生から4年次生まですべての学生を対象にしており、授業科目、専攻の選択について、教務委員が日時、場所を設定し、教員たちが個別に指導を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習支援に関する学生のニーズの把握は、主にゼミへの配属とオフィスアワーの設定によって行われている。1年次生には「基礎ゼミ」を必修科目としており、各ゼミ担当教員が新入生それぞれに対して大学における学習面の相談と助言、支援を行っている。2年次にはゼミはないが、1年次の「基礎ゼミ」の担当教員が引き続き学生の相談と助言を受け持っている。3、4年次生には「専門ゼミ」を必修科目としており、専門課程における学習面の相談と助言、支援が行われている。学生のゼミ定員については、「基礎ゼミ」は1ゼミ当たり10～12人、「専門ゼミ」は10～15人となるように教員が配置されている。

さらに、ゼミの担当以外の教員に学生が相談・助言を受ける機会として、前学期と後学期それぞれに各教員が週1コマ以上をオフィスアワーとして設定している。オフィスアワーの一覧表については学内に掲示するほか、ウェブサイトからもダウンロードが可能となっている。これらの公式に設定された対応時間以外にも常勤教員は随時相談に応じ、助言を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

平成 21 年度に視覚障害のある学生を初めて受け入れている。入学前に本人並びに高等学校の担任教員と意見交換会を設け、必要と思われる設備について検討を行い、申出のあった機器等を購入し、専用の部屋を割り当てて設置している。その一方で、視覚障害のある者への対応の心構えを共有するために『シリーズ視覚障害者の大学進学』（全国高等学校長協会特殊学校部会、全国盲学校長会大学進学対策特別委員会発行）を全教員に配付している。視覚障害のある学生への対応に関する情報はすべて学生部長に集約し、全教員で情報共有することを教授会で確認している。さらに、学生・就職委員会と教務委員会で「視覚障がい学生の対応について」という基本的事項と授業に当たっての配慮すべき事柄を列記したものを作成し、教職員全員に配付し、教授会等において重要事項を確認している。また、非常勤の教員へも「視覚障がい学生の対応について」を配付し、各担当科目における適切な対応を求めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

当該大学における自主的学習環境としては、パソコンルーム、コンピュータールーム、図書館の閲覧室及びⅡ号館の自習室が挙げられる。利用時間はコンピュータールームが9時から20時（休業期間中は9時から17時）、パソコンルームが9時から20時（休業期間中は閉室）、また図書館は9時から20時（休業期間中は9時から17時）である。教員研究室や事務室などに近いⅡ号館、Ⅲ号館は十分に活用されているが、これらから離れているⅣ号館の活用には一層の工夫が望まれる。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、一定程度効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル活動が活発に行えるように、学内に部室を割り当てている。茶道部、柔道部、軽音楽部には専用の活動施設を提供し、ほかの団体には体育館やグラウンドなどの大学施設の提供を行っている。学生会執行委員会と学生代表議員、サークルの部長会、大学祭実行委員会の各代表者、学生・就職委員会の正副委員長、学生課と総務課の各課長が一堂に会して各課外活動に関する要望を聞く会合が年2回行われている。要望への主な対応事例としては、学園祭の翌日を休校にしたこと、クラブ部室棟について、鍵の貸出制を廃止し、開放としたことなどが挙げられる。部費や対外活動は学生会費から賄っている。

また、学生によるボランティア活動が活発であり、それを支援していくため、「学生ボランティアコーディネーター」（通称：奈良ンティア）を募集し、学生ボランティア支援室（ボランティア活動を支援するために設置）を拠点に、学生向けにボランティア募集のチラシを掲示したり、ボランティア活動に関する企画を立てたりしている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

公務員を目指す学生が増えているため、平成 21 年度には「公務員試験対策講座」を開設し、目標に向

けて有意義な大学生生活を送れるよう支援している。また、「キャリアデザイン講座」も開設し、生涯の仕事を含む人生そのもののデザインと社会人になる前の基礎知識の理解を支援しているほか、単なる知識とテクニックの習得の場ではなく、共同ワークやディスカッションの機会を多く持たせ、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の向上も目指している。

学生のメンタル面についてはメンタルカウンセリングの時間を第2、第4火曜日、16時から17時30分に設けている。

就職活動については10時から20時まで就職指導室に3人のスタッフが常駐しており、適宜、相談と助言を行い、利用状況等については学生・就職委員会において月1回程度報告されている。

セクシュアル・ハラスメントに対しては、教職員の相談員（女性を必ず含む。）を決めて、常時、相談を受けられる体制を敷いている。その他のハラスメントに対しては、学生課やゼミ担当教員を窓口として学生・就職委員会で協議して必要な対応を行っている。

これらの体制については、学生便覧に掲載されており、学生に周知が図られている。

このほか、平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に新たに採択された「学生の夢と伴走するホームとなる体制づくり」では、取組を推進するために既存組織（就職指導室、学生・就職委員会、教務部・教務委員会）の教員・職員、及び奈良県・産業界による「就業力育成センター」を新設し、個々の学生への指導環境を確立することにより、高い知識・教養、未来を切り拓く創造性、社会を発展させる自立性を備えた学生を輩出し、日本社会の持続的な「地域づくり」に貢献していくこととしている。センターでは、卒後フォローアップシステムを構築して就職者と就職先企業に対してアンケート調査を行うこととしている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

視覚障害のある学生と教職員との意見交換会を行っており、主な要望事項として「視覚障害者だからこうだろうと勝手に決めつけず、本人と話し合い、本人の意向を確認して欲しい。」「サポートは必要だが、他の学生と同等に扱って欲しい。」「本人が常に気軽に相談できる窓口が必要であるので、教員と事務局の窓口を明確にして欲しい。」「学習支援の機器を整備して欲しい。」が挙げられている。これらの要望事項を基本的留意点として、学習支援のためのパソコン・点字プリンタなどを購入、そのための専用室を設置するとともに、移動支援として、学内に点字ブロック等の設置を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面への援助については日本学生支援機構の奨学金制度を中心に、あしなが育英会、池田育英会トラスト、朝鮮奨学会などの奨学金についての案内を行っている。日本学生支援機構の奨学金貸与状況（平成21年度は、第一種61人、第二種168人、併用16人）は在籍学生の約40%に達している。

平成22年度には、学業成績優秀で授業料支払いが困難な学生への授業料の減免制度を創設し、34人を減免の対象としている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生によるボランティア活動が活発である。
- 平成 22 年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に新たに採択された「学生の夢と伴走するホームとなる体制づくり」では、「就業力育成センター」を新設することとしている。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

校地面積は26,246㎡、校舎等の施設面積は9,317㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。ただし、施設・設備の老朽化が進んでいる。

施設の概要として、本館（学長室、教員研究室、事務室、学生相談室・医務室、地域貢献センター等）、I号館（講義室及び食堂等）、II号館（自習室、クラブ室及び食堂等）、III号館（コンピュータールーム及び多目的ホール等）、図書館、体育館があり、これらの施設は隣接している。このほか、グラウンドを挟んだ場所にIV号館（北館と南館で構成。講義室、演習室、パソコンルーム、多目的交流ホール、交流セミナールーム、就職指導室、クラブ室、柔道場等を配置。）がある。各種機能別には以下のとおりである。

[講義室・演習室]

I号館には、2つの大講義室（合計400㎡、定員380人）、6つの小講義室（合計402㎡、定員294人）があり、大講義室には、プロジェクター・ビデオ装置を整備し、1つの大講義室には、平成21年度に電子黒板を設置した。IV号館北館には、3つの中講義室（合計394㎡、定員362人）、1つの小講義室（合計68㎡、定員49人）、12の演習室（合計392㎡、定員186人）がある。本館には、4つの演習室（合計68㎡、定員40人）がある。

情報処理学習のための施設として、III号館のコンピュータールーム（パソコン50台を設置）がある。

[研究室]

教員の研究の場として、本館に研究室を整備し、教員が共同で使用できる共同研究室（1室）も設置している。

[自主学習のための設備]

自習の設備として、II号館に自習室、IV号館北館にパソコンルーム、図書館がある。パソコンルームには29台のパソコンを配備し、インターネットも接続している。図書館には96席の自習席がある。

[体育に関する施設]

体育に関する施設としては、体育館（913㎡）、運動場（5,496㎡）、柔道場（118㎡）があり、クラブ活動に利用されている。また、II号館、IV号館南館には、クラブ室も設置している。

[その他施設]

全学的な行事等を行う施設として、III号館に多目的ホール、学生同士が交流できる施設として、IV号館に多目的交流ホール、交流セミナールームを設置している。

[バリアフリー化への配慮]

各施設の出入口でのスロープや階段での手すりの設置、障害者用トイレの整備などを行っている。ただし、エレベーターが1基もなく、肢体不自由等の障害のある者にとっては階の移動が困難である。平成21年4月に視覚障害のある学生が入学したことから、同年3月に、点字ブロックの敷設や手すりへの点字シールの貼付、点字プリンタ等の機器の整備を行っている。

[耐震化への対応]

奈良県の「奈良県耐震改修促進計画」に基づき改修が進められている。平成21年度に耐震診断が実施され、耐震改修が必要な建物（Ⅲ号館、Ⅳ号館南館を除く）について、平成22・23年度に設計委託を行い、平成25年の夏に改修工事を行う予定である。

なお、教員研究室や事務室に近いⅡ号館、Ⅲ号館は十分に活用されているが、これらから離れているⅣ号館の活用には一層の工夫が望まれる。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備がおおむね整備され、有効に活用されているものの、バリアフリー化への配慮が十分とはいえないと判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学の情報ネットワークは、インターネットに接続された学内ネットワーク（LAN）と、それに接続された学生用パソコン（コンピュータールームに50台、パソコンルームに29台）、図書館、研究室、事務室等のコンピュータ機器で構成されている。

パソコンルーム（9時から20時）、コンピュータールームの一部（9時から20時）を学生に開放しており、学生は授業以外の時間を活用して、自主学習やレポート作成に利用できる。また、就職活動を行う3、4年次生にはメールアドレスを交付している。

また、Ⅳ号館では、無線LAN内蔵型のノートパソコンを持ち込めばどの教室からでもインターネットに接続することができるよう、各階に無線LANのアクセスポイントを設置している。

学内の情報処理に関する事項は、図書・情報委員会が所管し、情報処理関連機器利用規程により、運用の管理をしている。また、機器はリースにより整備し、定期的に更新し、メンテナンス及びセキュリティ管理対策は、外部委託により対応している。

大講義室にはプロジェクターが設置されているが、中・小講義室のICT環境は十分とはいえない。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が一定程度整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の施設の管理については、施設管理規程を、また、附属図書館の管理については、附属図書館規程を定めている。学生に対しては、入学時のオリエンテーション時に配付する学生便覧により毎年周知を行っている。教員に対しては、『奈良県立大学規程集』の配付により周知を図っている。なお、図書館については、一般開放していることから、大学ウェブサイトにも利用案内を掲載している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館には、平成22年5月1日現在、図書（和図書約83,700冊、洋図書約13,800冊）、雑誌（和雑誌約115誌、洋雑誌約35誌）を所蔵している。視聴覚資料では、ビデオ・CD・DVDなど約1,300の所蔵があり、系統的に保管している。閲覧席が96席、AVルーム、検索用パソコンが4台あり、複写機等を設置している。

開館時間は、平日は9時から20時で、休業中は9時から17時である。図書の閲覧、貸出は一般にも開放している。平成21年度の利用者数は延べ26,605人、貸出図書数は6,265冊である。

図書館の整備・運営は、図書・情報委員会により協議されている。図書の購入、雑誌の購読については、教員からはアンケートをとっており、学生には購入希望図書制度を設けている。また学生会が選定した図書の寄贈も受けている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 施設・設備の老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化が十分とはいえない。
- 大講義室にはプロジェクターが設置されているが、中・小講義室のICT環境は十分とはいえない。

【更なる向上が期待される点】

- 教員研究室や事務室に近いⅡ号館、Ⅲ号館は十分に活用されているが、これらから離れているⅣ号館の活用には一層の工夫が望まれる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学籍簿・成績簿等については、事務局学生課で収集・蓄積し、学位論文については、各教員が収集・蓄積している。文書の保存・廃棄等の管理については、奈良県行政文書管理規則に基づいて行っている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

「専門ゼミ」、「基礎ゼミ」以外のすべての科目について、授業終盤期に「講義方法と受講態度に関するアンケート」を実施し、FD・SD委員会の下でデータを蓄積し、担当教員の授業改善に役立てている。

アンケートは、(1) 教育の内容を定量的に把握することには限界がある、(2) 学生の意見をできるだけ実質的・具体的に反映していくためには記述式で具体的に学生に記入してもらう方が望ましい、(3) 授業とは教員と学生の双方向的関係の中にあり教員の講義方法ばかりではなく学生の受講態度にも自省を促すことが教育的に必要である、といった観点からほとんどが記述式となっている。

アンケートは、FD・SD委員会で内容が集約された後に講義担当教員に返却され、教員はその結果によって自分の授業がどのように受け取られているかを知り、授業改善のヒントを得ることができる。また、アンケートの設問「あなたはこの講義に対して、どの程度熱心に取り組んだと自分で思いますか。」で学生の授業への取組の熱意を知ることで、回答内容への対処の在り方を判断することができる。

教職員の意見は、FD・SD活動の中で聴取されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外者から構成される奈良県立大学運営諮問会議（経済界、教育界、マスコミ、行政などの学外者が構成員）及び奈良県立大学顧問が平成22年度に設置され、教育の質の向上・改善のための意見聴取を行っている。聴取された教育の質の向上・改善に関する意見については、速やかに、学内の大学運営会議及びFD・SD委員会で審議されている。

さらに、常勤教員が学生の出身高等学校を訪問し、教育にかかわる意見聴取を実施している。学生は出身高等学校において、当該大学のカリキュラム、教育環境等を報告しており、その報告を基に行われる出

身高等学校からの意見は、これまでのカリキュラム改革等に取り入れられている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

「講義方法と受講態度に関するアンケート」の結果はFD・SD委員会で検討されるとともに、大学として今後の教育方法の在り方について検討会議を開催して専任教員全員で議論しており、改善例としては、アンケートに記述された「改善してもらいたい点」への対応策を提示するなど、全学的な取組を行っている。検討会議においては、授業内容、教材、教授技術のみならず、大学としての教育理念、教育理念と担当授業の関連性等についても議論が交わされている。

平成 22 年度中に、FDに関して『FD・SD報告書』が作成され、学生にも公開される予定である。また、教員と学生による対話の場を設ける予定である。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

「講義方法と受講態度に関するアンケート」の内容をFD・SD委員会で分析・検討し、その結果を踏まえ、大学として今後の教育方法の在り方について、検討会議が開催され、専任教員全員で議論されている。これらを通じて、教員は、教育の質の向上や授業の改善に結び付けている。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者として、事務局に職員を配置しており、公立大学協会等が開催する各種研修会や、奈良県自治研修所が行う各種職員研修に参加させている。

なお、平成 22 年度からFD委員会をFD・SD委員会に改組し、職員の職能開発の充実に取り組んでおり、また、県内の3大学と共同実施の職員研修「奈良県4大学合同職員研修会」も実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-1① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

奈良県を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を県有財産として有しており、当該大学としての債務は存在しない。

10-1-1② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、奈良県の一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-1① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、奈良県を設置者とする公立大学であり、毎年度の奈良県一般会計の歳入歳出予算については、奈良県議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

当該大学では、大学の予算については、教授会で報告して教員への周知を行っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-1② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、奈良県を設置者とする公立大学であるため、奈良県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-1③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の教育研究活動に対する予算は、大学として教育研究活動に必要な経費を県財政当局に予算要求をし、県の方針に基づいて予算の配分額が決定される。経常経費については、県の厳しい財政状況により毎年度削減されているが、教員の研究費については、大学内の予算の中で削減額を抑えるように努力し、

毎年度所要額を確保している。

また、リース備品については、5年契約で更新している。その他の機器備品については、耐用年数や使用状況に応じて更新している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学は、奈良県を設置者とする公立大学であるため、大学単独での財務諸表は作成していない。

なお、当該大学の収支を含む奈良県一般会計の歳入歳出予算及び決算書は、地方自治法等関係法令に基づき、県民に公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、奈良県の監査委員による監査を行っている。

また、県会計規則の規定に基づき、毎年度、出納長の指名する検査員により、会計事務の実地検査が行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営に関する事項は、部局長会議規程に基づき学長のほか、学部長、学生部長（兼学生・就職委員会委員長）、附属図書館長（兼図書・情報委員会委員長）、教務委員会委員長、研究・広報委員会委員長、入試委員会委員長及び事務局長の計 8 人で構成される部局長会議において、教授会の審議・報告事項に関する案件をはじめとする大学の管理運営に関する必要な事項を所掌している。また、短期・中長期の構想と運営等に関する事項については、学長を委員長として 8 人で構成される大学運営会議が設置されている。

教授会は教授会規程により組織及び運営等が規定されており、教授会の召集及び議長の職務は学長が担っている。また、教授会において特定の事項を調査し、審議するため、教授会規程第 8 条の 1 に基づき 5 つの運営委員会（学生・就職委員会、図書・情報委員会、教務委員会、研究・広報委員会、入試委員会）が設置されている。

事務組織は、事務局長の下、2 つの課で構成されており、事務局長、課長、係長からなる業務連絡調整会議が月 1 回定期的に開催されている。

危機管理については、奈良県設置の大学であることから地震等災害発生時に関する対応に関しては奈良県の対策に準拠した体制を敷いており、2 か所に救命器具（AED）を配置している。綱紀粛正についても奈良県の通達に基づいて周知を図っているほか、科学研究費補助金の不正防止対策としては科学研究費補助金の取扱に関する規程に基づき、教職員による対応組織を設けるなど、対策を講じている。そのほか、セクシュアル・ハラスメント防止・対策に関する規程や緊急時の教職員連絡網などにより、危機管理に取り組んでいる。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

教授会の議長を学長が務めているほか、教授会各運営委員会、人事委員会、セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会など各種委員会における審議・報告事項もそのすべてが教授会で提案され、審議・報告を経て決定されている。また、大学運営会議、自己点検・評価委員会など大学運営に係る重要な組織の

委員長も学長が委員長となり、状況に応じて随時会議が開催されるなど、学長に直結しつつ組織運営が遂行されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

大学に対する学生からの要望は、年数回定例的に開催されている学生会（旧学生自治会）と学生部長、事務局管理職職員との三者会議を通じて把握している。その際、学生会は学生から大学に対する要望をアンケートし、それを集約したものを資料として提出しており、広範囲にわたる学生からのニーズが把握できるようになっているが、日常的にも学内に設置されている意見箱の活用のほか、「基礎ゼミ」（1年次生）、「専門ゼミ」（3、4年次生）、さらに図書館における購入希望図書の受付や教員のオフィスアワーなどを通じて、個別的にも学生からのきめ細かなニーズを捉えるよう努めている。また、授業内容に関する学生の意見については、「講義方法と受講態度に関するアンケート」調査を学期ごとに実施している。これらのニーズのうち主要なものについては教授会で概略が報告され、全教職員レベルで情報共有される仕組が築かれている。要望への主な対応事例としては、学内の和式便器のトイレをすべて洋式便器に改修したこと、要望を聞く会合（三者会議）の開催を年1回から2回に増やしたことなどがある。

教員からのニーズは、大学運営会議をはじめとする学内各委員会を通じて出された要望等が部局長会議及び教授会に提出されるほか、教員個々の意見についても教授会の場で発言できるようにしている。また、事務局職員のニーズは、定例開催されている業務連絡調整会議の中で把握されているとともに、部局長会議の場においても事務局からの要望事項について検討されるほか、教授会で提案される機会を設けている。

学外関係者からのニーズは、奈良県については主管部署である県地域振興部との時々の交流会等を通じて把握しているほか、経済・教育・報道分野などの有識者から構成される大学運営諮問会議をはじめ、主要な県内市町村や県内各種経済団体等との間で包括協定を締結し、これら機関からのニーズに対応している。平成19年3月には「地域貢献センター」を設置し、地域のニーズの収集に努めている。また、高等学校、市町村等への出前講座（平成21年度8件）、県内高等学校長と奈良県大学連合との懇談会などを通じて大学に対する要望を把握する機会にしている。さらに、大学名誉学長、大学顧問、地域貢献センター顧問として学外者を置き、学外ニーズを把握する手段にもしている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学は奈良県が設置する県立大学であり、主たる事務局職員も奈良県職員であることから、職員的能力・資質向上にかかわる研修は、職位の階層別研修能力開発研修としての職務研修・パソコン研修など、基本的に奈良県自治研修所が毎年実施しているプログラムに参加する手段を通じて実施している。また、

一部の職員については、海外研修（奈良県自治研修所が実施する「全国市町村国際文化研修所派遣研修」）への参加を奨め、国際感覚の昂揚にも努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営は、学則第36条に規定する職員組織が置かれ、奈良県行政組織規則第11条別表第4にある所掌事務等により行うとともに、教授会を設置して行っている。

学長選考、学部長、学生部長及び附属図書館長の選考、教授・准教授等教員の昇任及び教員の新規採用については、それぞれ学長の採用に係る選考及び任期に関する規程、学部長、学生部長及び附属図書館長に関する規程に基づき、選考委員会若しくは人事委員会での協議を経た後、教授会における投票を通じて候補者が選考され、県への内申を経て知事より任用されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

入学試験関連データ、教員の研究業績・地域貢献・社会活動、大学の目的、活動状況等はウェブサイトに掲載され、大学内外からアクセスできるようになっている。また、教員の研究論文集である『奈良県立大学研究季報 地域創造学研究』に掲載された論文は、国立情報学研究所のデータベース（CiNii）からインターネットを通じて全文を参照することもできる。このほか、教員・学生の協働研究成果、地域貢献活動事例等については『奈良県立大学年報』や大学内情報誌としての『NPUニュース』に掲載され、全教職員・学生に配付されている。

定例及び臨時の教授会議事録は事務局の担当職員によってまとめられ、事前に電子メールで全教員に報告した上で、次回教授会で前回の審議・報告内容を確認の後、事務局内に保管・蓄積されるとともに、必要に応じて教職員により閲覧できるようになっている。

大学の諸規程は『奈良県立大学規程集』として一冊にまとめられ、全教職員に配付されつつ、内容の改正に際してはその都度新しいものに差し替えられている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価については学則に定期的に実施する旨が明記されており、これに基づいて自己点検・評価委員会規程が定められている。委員構成は、学長、学部長、教授会に置かれている5つの運営委員会の委員長、教授会選任の2人の教員及び事務局の局長と2つの課の課長の12人であり、学長が委員長を務め

ている。

平成 11 年 3 月に『奈良県立商科大学自己点検・評価報告書』を過去 5 年間の実績と課題に基づいた自己評価・点検としてまとめ公表している。また、地域創造学部へ改組した平成 13 年度及び夜間部から昼間部へ移行した平成 19 年度以降の自己点検・評価については、大学評価・学位授与機構の評価基準に基づいて作成し、大学機関別認証評価を受けた後、ウェブサイトに掲載を予定している。しかし、今回の大学機関別認証評価のために提出された自己評価書において、大学の活動状況を必ずしも十分には分析、記述できていない。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われており、その結果については、公開する準備が整っていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 11 年 3 月にまとめられた自己点検・評価報告書は印刷・製本され、教職員に配付されたほか、奈良県庁関係部署をはじめ関係機関に配付する形で公表してきている。大学評価・学位授与機構の評価基準に基づいて作成している自己点検・評価報告書については、大学機関別認証評価を受けた後、関係者への配付とともに、ウェブサイトにも掲載の予定である。

大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を契機に、平成 22 年 4 月より大学運営諮問会議を設置し、外部評価機能を含めた体制を整備したところである。

なお、当該大学の今後の在り方等に関しては、他大学教授、企業経営者など外部者からなる「奈良県立大学今後のあり方検討会」による外部評価を受け、平成 21 年度に「奈良県立大学将来ビジョン」を策定している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価委員会、大学運営会議の委員長が学長であるほか、それらの主要構成員が教授会運営委員会（学生・就職委員会、図書・情報委員会、教務委員会、研究・広報委員会、入試委員会）の委員長を務めており、評価結果は同時に管理運営組織にフィードバックされるシステムとなっている。また、目的達成のための改善への取組についても自己点検・評価委員会や大学運営会議において検討されるほか、報告書で提起された事項について、教授会構成員全員による教員懇談会においても意見交換が行われている。その結果、地域創造学部の設置・奈良県立商科大学から奈良県立大学への校名変更、夜間部から昼間学部への変更、カリキュラムの改編等の大学改革の取組などが行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

公開講座や地域特別講座など地域住民参加型の講演・講義、学生も含む地域貢献活動などは印刷物の作成・配付のほかウェブサイトに掲載している。また、教員の研究論文は『奈良県立大学研究季報 地域創造学研究』を通じて発表するとともに、国立情報学研究所のデータベース（C i n i i）からインターネットを通じて全文を参照できるようにしている。このほか、教員・学生の個別及び協働研究成果等各種情報については『奈良県立大学年報』に掲載され、学生、教職員及び一部関係者に配付されている。さらに、

奈良県立大学

これら大学の日常的教育研究活動の中でマスメディア向けに発信するための個別案件を含む情報収集・提供体制として、教職員数人で構成されている「情報発信推進ワーキング・グループ」を設け、「情報発信マニュアル」に基づき、活動状況や活動成果を社会に発信する体制を敷いている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 今回の大学機関別認証評価のために提出された自己評価書において、大学の活動状況を必ずしも十分には分析、記述できていない。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 奈良県立大学

(2) 所在地 奈良県奈良市船橋町10

(3) 学部の構成

学部：地域創造学部（地域総合学科、観光学科）

研究科：なし

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、地域貢献センター

(4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部 656人

専任教員数：27人

2 特徴

[沿革]

本学の歴史は、1953（昭和28）年4月に勤労学生に対する高等教育の場を提供する目的で、商経学科2年制夜間課程として設立された奈良県立短期大学に始まる。1973（昭和48）年度からは教育内容の量的質的充実を図りつつ修業年限を3年に延長してきたが、社会のより高度な教育要請に対応すべく、1990（平成2）年度に全国唯一の商学部商学科の夜間4年制大学へ移行するとともに、大学名も奈良県立商科大学に改称された。また、1996（平成7）年度からは、商学科内に商学コースと国際観光コースが設けられ、観光立県としての奈良に相応しい教育研究と人材養成を目指して一層の内容充実が図られてきた。

さらに、21世紀を迎えるにあたって折しも地方分権化が叫ばれるとともに、本学も時代のニーズを取り入れた新しい構想の大学づくりが求められることになり、これからの地域社会を創造するために必要な教育研究、人材養成及び地域貢献を軸とする基本構想のもと、2001（平成13）年度には商学部の改組・転換が図られ、地域経済学科と観光経営学科からなる全国唯一の地域創造学部が設置されることになった。同時に、大学名も奈良県立大学に改称された。

そして、2007（平成19）年度からは、地域と観光に関する総合的・学際的教育研究と地域貢献に対するより積極的対応を目指して、学科名を地域総合学科と観光学科に変更するとともに、開講体制も夜間部から昼間部へ全面移行し、現在に至っている。

[理念]

地域創造とは、経済・社会・文化・歴史等に関して一つのまとまりとしての意味をもった地域を持続的に活性化し、そこに住む人々が豊かな生活を享受することのできる地域社会を築くこと、と捉えている。したがって本学は、そのための教育研究の場の提供を土台に、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」というキャッチフレーズを掲げ、新しい知の創造

（研究）・伝達（教育）・活用（地域貢献）を一層活発にし、地域社会における知の拠点としての役割を果たすことを新たな理念としている。この理念は、学則第1条に「奈良県立大学は、地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献する優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする」と謳っている。

[特筆すべき教育]

地域は、人々が現に働き、暮らし、特徴的な文化が息づいている場である。そこには経済活動を基礎として人間活動に関わるあらゆる事象が現出している。そうした地域に関する学習は座学のみでは事足りず、フィールドワークも教育研究上の重要な要素となる。キャッチフレーズを「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」としている理由もここにある。併せて、地域の将来を展望しながら広い視野で考える能力、地域の現状を的確に分析する能力、地域に関する基本的及び専門的知識を応用する能力、新たなものを創造する能力を備えた人材を養成する必要からも、現場で学び、感性を磨き、コミュニケーション能力を向上させる教育が不可欠であるため、本学ではカリキュラムの中に地域現場実習、体験学習等を組み込み、教育面の大きな特徴としている。

[地域貢献]

本学は、地域創造学部のみでの公立の単科大学であることから、今日の大学の重要な使命である地域貢献に関してはとりわけ重きを置いている。県内市町村をキャンパスとして教員・学生・産・官・住民との共同による調査研究や公開講座等を含んだ「地域貢献型キャンパス」「地域創造に関する全国ネットワーク研究交流会」の開催、あるいは特定地域を対象としてのまちづくり、むらづくりなど具体的貢献活動もすでに幅広く実践しているが、さらに県内市町村・経済団体とも包括的連携協定を結びつつ、総合計画づくりをはじめ各種協働事業の実施等の面でも対応を進めている。

以上のように、本学は、ごく小規模の大学ではあるが、「21世紀は地域の時代、創造の時代」「地域づくりは人づくり」との認識に立って、小規模大学としての機動性、小回り性、古都としての豊富な歴史的・文化的遺産ほか豊かな自然と地勢的にも多様な景観・観光地を持つ奈良県立地を活かしたフィールドワーク教育など理論と実践を通じた教育研究と地域貢献活動を軸に、徹底した少人数制教育による知力・企画力・実践力を伴った人材を養成する個性的で魅力ある大学として確立し、発展していくよう努めている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目的

本学の目的は、奈良県立大学学則の第1条に規定されているように「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」にある。

2 教育目標

本学では、21世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりに貢献することを使命として、教育を行うことを目標とする。地域は、生産や生活の場であり、その機能が有効に作用するためには、地域社会資本等のハードを整備するだけでは十分とは言えない。地域づくりには、いわゆるハードとソフトの両面からのアプローチが必要であり、本学は、社会科学系の学部としてソフト面での地域づくりに貢献できる人材の養成に重点を置いた教育を行う。

さらに、社会における急速な技術進歩、価値観の多様化等により、生産や生活の基盤としての地域において行われているさまざまな分野での活動について理解するには、新たな知識と幅広い教養が必要となってきた。そのため、社会人のリカレント教育、継続教育及び生涯学習に対する要請・需要が高まっており、社会人学生に対する柔軟な受け入れ体制を整え、いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供することも、大学が果たさなければならない重要な役割である。

本学は、人々が豊かな生活を享受できる新しい地域社会を創造するために必要な人材の養成を目指す。将来を展望しながら、広い視野で考える能力、地域の現状を的確に分析する能力、地域に関する基本的及び専門的知識を応用する能力、新たなものを創造する能力を備えた人材を養成する。また、情報化、国際化の時代に対応できるように、情報処理能力や海外の文化や経済を理解し、交流に必要な外国語運用能力を備えた人材の育成に努める。

本学における教育の最大の特徴は、「地域」や「観光」という新しい分野を中心領域としていることであり、これらの新しい分野での研究や教育を進めることで、現代社会が抱えている様々な課題を克服し、新しい地域社会の創造を目指している。また、徹底した少人数制によるきめ細かな教育とフィールドワークによる実践的な教育も特徴としてあげることができる。

3 地域貢献

地域に相応しい大学が作られることは、地域の活性化にとって必要であり、そのためには地域と大学がどのようなつながりを持つかがということが重要である。本学が目指す地域づくりのための人づくりを基本理念とする教育には、大学と地域との連携が不可欠である。「地学連携」という地域と大学の新たな協力関係を築くことによって、地域はその地域のことをよく知る大学によって発展し、大学はその地域の価値を発見し、創造することによって研究・教育機能を向上させることができる。すなわち、地域が大学を育て、大学が地域を育てるのである。

本学における地域貢献では、「地域をキャンパスとして、地域から学び、地域に貢献する大学」という考えのもとに、地域における知の拠点として、知の創造（研究）、知の伝達（教育）、知の活用（地域貢献）を図る。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学が、学則第1条に掲げる「地域及び観光に関する教育研究を行うことによって、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として生涯学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」という大学の目的は、学校教育法第83条の規定に適合するものであり、基本的に達成されている。しかし、より高い水準での達成を目指すには、教職員や学生の取組を支える教育研究環境の充実が必要である。

①「21世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりに貢献すること」、及び②「社会人学生に対する柔軟な受け入れ体制を整え、いったん社会に出た人々に再び学習の場を提供すること」という2つの教育目標の実現については、一定程度の成果を得ている。地域創造学部が設立されてから、平成22年で10年目を迎えるが、その間、多くの学生を受け入れ、また社会の様々な分野で活躍する人材を輩出してきた。本学の教育目標が達成され、実質的にその成果を現すには時間が必要であり、養成し、排出した人材に対する卒業後の状況を把握しながら、教育目標の実現について検討することが必要である。

地域貢献に関しても、多くの教職員、学生が参加する様々な活動が実践されており、とくに地域貢献センターが設置されて以後、地域貢献活動は活発になっており、本学の地域貢献に果たす役割は大きくなっている。ほとんどの学生は、在学中にカリキュラムやボランティア活動を通じて、何らかの地域貢献活動に関わっている。しかしながら、一層の展開を効果的に行うには、スタッフ、資金、施設・設備等を含め、組織体制の充実が必要である。

大学の目的の教職員及び学生への周知、並びに社会への公表に関しては、学生便覧、大学案内等の印刷物の配布、大学のホームページ、公開講座等での情報発信を通じて行われているが、教職員、学生はもちろんのこと、社会の人々に、明確に認識してもらうための取組が必要である。

以上のように、自己評価において当該基準は、基本的に満たされている。しかしながら、本学が目指している大学の目的、教育目標、地域貢献を、より高い水準においてその基準を満たすためには、優れた点を活かしながら、改善すべき点に取り組む必要がある。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、地域創造学部地域総合学科と観光学科を設置し、それぞれの学科の教育研究の目的を達成するため、教養教育と専門教育を系統的に編制して効果的な教育研究制度を運営している。

学部の教育研究活動に関する審議・決定については、教授会が最高意志決定機関として位置づけられ、また教育研究に係る重要事項を具体的に検討・運営する学生委員会をはじめとする各種委員会が設置されている。

以上の点から、教育研究活動を展開する上で必要な管理運営体制は、適切に整備されており、教授会をはじめ各種委員会は的確かつ効果的に機能している。

基準3 教員及び教育支援者

本学の専任教員は、学長を除き、教授12人、准教授10人、講師4人の計26人（地域総合学科16人、観光学科10人）であり、非常勤講師は38人となっている。地域総合学科、観光学科においてファンダメンタル科目、コア科目、アプライド科目という体系的カリキュラム編成のもとに、必要な教員を確保し、特に主要と認める基幹科目・展開科目の専門科目は専任教員を配置している。

本学は小規模大学で教員組織は少人数であるが、基本的に充実したカリキュラムとそれにふさわしい教員を配置し、現行の基本的方針と各種委員会の役割分担・連携体制のもとに適切な教員組織編成がなされている。

年齢構成等もバランスが取れ、特に地域創造に係わる教育・研究を推進するうえで必要とされる活力ある世代を配置している。また、教員の採用基準と昇格基準については明確かつ適切に定められ、運用も各種委員会等により適切になされている。

教員の教育活動に関する評価については、授業アンケートの定期的実施と、FD委員会による全教員参加の研究会の開催により教育の質の向上に努めているが、教員の教育活動に対する組織的な評価は十分とは言えず、今後、評価方法の確立と導入の検討が必要であると判断する。

より根本的な問題として、本学が大学設置基準の法的な範囲（24人）ぎりぎりの専任教員数にあることが指摘できる。それは、平成18年度まで夜間大学であったことによるものと考えられるが、昼間学部になって様々な業務が拡大してきていることから、教員への負担が増え、教育研究にしろよせがいつていることが予想される。より充実した教育を遂行するには専任教員を増員する必要がある。

また、大学設置基準の第13条別表1備考1の「半数以上は原則として教授とする」に照らして、本学は教授数が少ないと判断され、今後、教授数の問題は、教員組織編成のための基本的方針策定とあわせて、採用・昇格時の検討課題である。

本学の事務局は、事務局長の下に総務課と学生課で総勢18名を配置して、教育支援の業務を行っており、教育課程を遂行するに必要な支援者の配置が確保できているが、学内業務・社会貢献業務が増加していることを考えれば、今後、事務局職員の増員が必要であると考える。

基準4 学生の受入

本学が求める学生像に沿った学生を受け入れるために、本学の理念、教育目標を大学案内、ホームページ等を通して公表することによって、その周知に努めている。

学生の受入にあたっては、一般入試では、センター試験と個別学力試験を課すことによって、本学での学修に必要な基礎学力、理解力、論理的な思考力、表現力などを評価している。特に、小論文は、社会的課題に対しての理解度や解決のための思考力などを試すものであり、本学入試の要ともなってきた。また、推薦入試の面接試験は、志願者に、地域や観光に関する一定の知識や興味・関心を問い、勉学への意欲や積極性を試している。これらのことから、一般・推薦入試ともに、本学にふさわしい学生を選ぶことに寄与しているものと判断する。

入学者選抜の実施については、実施計画、試験問題の作成、試験の実施、採点、合格者の決定まで、入試委員会が掌握し、円滑な遂行が図られている。試験実施に関する役割分担も明確であり、確実に試験の実施がなされている。また、試験当日には全学的な実施体制がとられ、公正・静穏な試験環境の確保を実現した上で、不慮のトラブルにも対処しうる準備を整えている。

入学者選抜の検証および改善については、入試委員会が試験結果を検証し、選抜方法の改善について検討を行っている。その結果は、推薦入試の一本化、編入学試験出題内容の変更など、選抜方法の改善に反映されている。

実際の入学者の状況については、過去4年間において、定員の1.1～1.15倍の学生を受け入れていることから、入学定員を大幅に超える状況にはなく、実入学者数は概ね適正である。

基準5 教育内容及び方法

地域総合学科と観光学科の2学科を擁する地域創造学部を設置し、そのためのカリキュラムを整備し、その体系化を行っている。具体的には、授業科目をファンダメンタル・セクション、コア・セクション、アプライド・セクション、ゼミナール・セクションに区分したうえで、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。また地域、観光とも理論

的な学習に加えて、地域のフィールドで実地に学ぶ科目として、「地域現場実習」というフィールドワーク系の科目を配置し、本学における重要科目のひとつとして位置づけられている。本学は、体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。

さらにシラバスについても、つねに充実・整備を行っており、現在では配当年次、配当区分、単位数、科目担当者が一目瞭然にわかる目次と、科目内容とに分け、科目内容には、科目名（英文名を付記）、担当教員名、開講期（前学期・後学期）、単位数、講義概要、授業の目標、授業計画、テキスト、参考書、成績評価方法、関連科目が記載されている。教員は毎年シラバスの改善に努めている。

成績評価についても、学生からの問い合わせを受付ける制度——成績疑義システム——を設け、教員・学生たち双方が納得できる成績評価の透明性を確保できるようになった。

基準 6 教育の成果

本学は体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。また本学は、伝統的な校風として、学生と教員の信頼関係にもとづいたコミュニケーションが従来から行われており、体系的なカリキュラムのもとで教員は学生と綿密なコミュニケーションをとりながら、学生個人に応じた指導を行うことができている。教育内容についても、就職支援についても、その成果・効果を確実にあげていると判断する。

その判断根拠のひとつに、卒論発表会がある。これは、学生の学修の到達度と教員の学生指導を検証・評価する場にもなっている。就職率についても、非常に高い数値を示しており、就職支援についても、その成果・効果をあげていると考えられる。ただし、このことについて、さらに詳細かつ具体的なデータ（エビデンス）をもって学生への教育効果をトレース（追跡）し測定していくことを可能とする体制づくりは今後必要となる。

基準 7 学生支援等

学生への学習支援については、1年生に関しては入学当初に基礎ゼミのオリエンテーションを行い、3年生については専門ゼミ選択のガイダンスを行っている。4月には全学年を対象とした履修相談会を行い、学生の相談に応じている。オフィスアワーなどの公式的な相談時間の設定以外にも、教員が学生の相談に対応し、助言を行っている。特別な支援が必要な学生に対しては、学生からヒヤリングをして個別に状況に対応している。

自習環境としては講義終了後、2時間はパソコンルーム、図書館の閲覧室が使えるようになっている。また奈良国立博物館のキャンパスメンバーズに入会しており、歴史・文化への啓発の機会を設けている。

学生の課外活動については、IV号館南館でクラブ等の部室を提供している他、クラブ優先の施設の提供を行っている。

学生の生活支援については、ゼミ教員と学生課が中心となって対応しているが、メンタル面ではメンタルカウンセリングの時間を設けている。進路面では就職相談室にスタッフを3名配置しており、個別の支援が十分に行える体制となっている。ハラスメントに関しては必要に応じて、該当する委員会で対応することになっている。

学生への経済的支援については、日本学生支援機構の紹介を中心に行っている。

基準 8 施設・設備

本学の校地、校舎の面積は、大学設置基準の規定による面積を大きく上回り、また、講義室・演習室、研究室、自主学習や体育施設など大学にとって必要な施設・設備は整備され、有効に活用されている。また、バリ

奈良県立大学

アフリー化についても、新たに入学する学生に対応するなど、配慮がなされている。

全学的な情報ネットワークが構築され、施設やコンピュータなどの機器についても十分整備していることから、情報通信環境が整備され、有効に活用されている。また、メンテナンスやセキュリティ対策についても配慮している。

本学の施設の管理に関する方針は、学内規程として明確に規定しており、また、学生便覧や規程集により学生及び教員に周知している。

教育研究に必要な資料として、和洋図書、和洋雑誌、視聴覚資料等について体系的に整備し、有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では専門ゼミ・基礎ゼミ以外のすべての科目について、授業終盤期に授業アンケートを実施している。アンケート内容の結果はFD・SD委員会で検討されるとともに、大学として今後の教育方法のありかたについて検討会議を開催して専任教員全員で議論する等、全学的な取り組みを行っている。検討会議においては、授業内容、教材、教授技術はもちろんのこと、大学としての教育理念、教育理念と担当授業の関連性等についても、活発な議論が交わされる。ただしSDへの取り組みについては、これから一層具体化させていく必要がある。

基準 10 財務

本学は、奈良県が設置する公立大学であり、教育研究活動に必要な資産は公有財産として保有し、大学運営に必要な財源についても、奈良県一般会計歳入予算の中で安定的に確保することができ、県の厳しい財政状況の中にあっても、教育研究活動に適正な資源配分ができています。

本学の収支決算決算は、奈良県の決算として県議会で審議、承認を得て適切に公表されており、監査委員の監査や会計事務の実地検査などにより会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

管理運営の組織としては、学長を議長とする最高意思決定機関としての教授会が置かれている。その教授会への議事提案等を検討する機関として、学長、学部長及び特定の事項を審議する役割を担う教授会運営委員会の委員長、事務局長とで構成される部局長会議が置かれているとともに、学長が委員長となり大学の短期・中長期の方向性を検討する大学運営委員会などを通じて、学長のリーダーシップの下で諸事項が細部にわたり審議され、教授会において意思決定されている。危機管理については、災害時の緊急対策、法令遵守、研究者倫理、セクシュアルハラスメント防止・対策等について組織化、文書化、マニュアル化などを通じて取り組んでいる。

学生、教職員、学外関係者からのニーズを把握するための手段を多様に講じており、重要事項については、部局長会議、教授会において随時検討している。

監事は置かれていないが、奈良県の組織として県の監査制度、会計制度を通じて監査機能が適切に果たされている。

管理運営に関する方針は、学則をはじめとして関連諸規程で明確に定められ、文書化されているとともに、学長以下、各種委員会委員長・委員、教員の選考、昇任などについてもそれぞれ規程が整備され、文書化されている。

大学の目的や教員の活動状況などのデータはすべてではないもののホームページでアクセスできるほか、教員・学生の研究成果、地域貢献活動などに関わる情報も紀要、年報、その他の情報誌・ホームページを通じて

学内外に提供されているとともに、マスコミへの情報発信についてもワーキング・グループを設けつつ積極的に取り組んでいる。

自己点検・評価については、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が常設されている。過去2回（平成5年度、11年度）自己点検・評価が実施され、報告書としてまとめられつつ、学内、学外関係機関に配付する形で公開するとともに、学内においては自己点検・評価の中で提起された事項について、教授会構成員による教員懇談会において意見交換を行い、その改善・改革に取り組んできた。

本学は、平成19年度にそれまでの夜間部のみの体制から昼間部体制に移行したが、そこで今回、外部評価を含めて改めて新体制の下での自己点検・評価を行ってきたところであり、大学評価・学位授与機構による評価を契機に、外部評価体制の整備・充実に取り組むとともに、公表に関してもホームページへの掲載などにより、一層オープンな形で取り組んでいきたいと考えている。